

# 「ふるさと納税」6月から新制度がスタート

上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1

デザインセンタービル 2F

TEL 0263-88-2514

FAX 0263-88-2516

ふるさと納税の新制度が2019年6月からスタートしました。  
制度の見直しによってどのような変化があるのかご存知でしょうか？

## なぜ見直されることに？「ふるさと納税」のおさらい

ご存知の方が多くかと思いますが、ふるさと納税とは、自分の好きな地方自治体に寄付をすることで、お礼に地元の特産品がもらえ、さらに寄付金のうち2000円を超える金額分について、所得税の還付や翌年の住民税の控除が受けられる制度。  
複数地域にも寄付が可能で、寄付金の利用方法も指定できます。

自治体にとっては、集まった寄付で独自の事業を展開でき、地域活性化にも有効です。  
そこで自治体は、寄付を集めようと高級なお肉や海鮮物など返礼品の豪華さを競うようになり、その結果、ふるさと納税の利用者も急増しました。

しかしここ数年、高額な電化製品やギフト券など、還元率が高く、地元の特産品とはいえないような一部の自治体による返礼品競争の過熱が問題となり、総務省によりルールが厳格化されました。

2017年4月より規制強化に乗り出し、「返礼品を寄付額の30%以下の地場産品にするように」との通達を出しました。ただ依然として守らない自治体も多く、ついに2019年3月、新制度移行を定めた改正地方税法を成立させたのです。

## 「ふるさと納税」はどのように変わった？規制された自治体とは？

新たな制度によるふるさと納税の開始時期は2019年6月1日。

新制度には明確な基準が設けられ、それに適合した自治体のみが制度の対象として総務省より指定されることになりました。基準は以下の三つ。

- ・返礼品は**地場産品**
- ・調達費は**寄付額の30%以下**
- ・寄付募集の適正な実施

この基準を満たし、指定を受けた自治体は全国で1783自治体で、今回対象外となってしまったのは、静岡県小山町・大阪府泉佐野市・和歌山県高野町・佐賀県みやき町の4市町と、制度への参加を辞退した東京都です。これら除外4市町に対する寄附では、所得税・住民税の寄附金控除部分は今までどおり控除可能ですが、住民税の税額控除は認められない、かつ、返礼品も返ってくる可能性は今のところないそうなので注意が必要です。

不指定となった4市町は、11月から本年3月までの間に、ルールをきちんと守っていた自治体の年間平均額1億円を大きく上回る、89~332億円もの多額な寄付を制度趣旨に反する方法で集めていたとのこと。総務省よりペナルティを課せられた形で、原則、2020年9月までの1年4か月間は新制度から除外されることになりました。

## 「ふるさと納税」制度見直しでメリットは減るの？

この4市町は、これまでふるさと納税の利用者からとても人気のあった自治体。この4市町が対象外となったことによって、今まではなかなか競争へ参加できなかった自治体も注目されそうです。たとえ還元率30%以下でも、その地方ならではのレアでコスパの良い返礼品はたくさんあります！中にはその土地に行かなければ手に入れることが難しいお礼品も用意されており、ふるさと納税で寄付をしたからこそ出会える新しい発見もあります。

税金がご自身にとってどのようにお得か、についてはふるさと納税サイトで簡単にシミュレーションできますので、まだ活用していないという方はぜひご覧になってはいかがでしょうか\*

